

千葉県後期高齢者医療広域連合広域計画（資料編）

新 旧 対 照 表

千葉県後期高齢者医療広域連合（第五次広域計画）	千葉県後期高齢者医療広域連合（第四次広域計画令和6年11月改定版）
資料1 千葉県後期高齢者医療広域連合規約 平成18年12月27日 千葉県市指令第19号 （広域連合の名称） 第1条 この広域連合は、千葉県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)という。 （広域連合を組織する地方公共団体） 第2条 広域連合は、千葉県内の全市町村(以下「関係市町村」という。)をもって組織する。 （広域連合の区域） 第3条 広域連合の区域は、千葉県の区域とする。 （広域連合の処理する事務） 第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第1に定める事務については関係市町村において行う。 (1) 被保険者の資格の管理に関する事務 (2) 医療給付に関する事務 (3) 保険料の賦課に関する事務 (4) 保健事業に関する事務 (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務 （広域連合の作成する広域計画の項目） 第5条 広域連合が作成する広域計画(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。)には、次の項目について記載するものとする。 (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。 (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。 （広域連合の事務所） 第6条 広域連合の事務所は、千葉市内に置く。 （広域連合の議会の組織） 第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、54人とす	資料1 千葉県後期高齢者医療広域連合規約 平成18年12月27日 千葉県市指令第19号 （広域連合の名称） 第1条 この広域連合は、千葉県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)という。 （広域連合を組織する地方公共団体） 第2条 広域連合は、千葉県内の全市町村(以下「関係市町村」という。)をもって組織する。 （広域連合の区域） 第3条 広域連合の区域は、千葉県の区域とする。 （広域連合の処理する事務） 第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第1に定める事務については関係市町村において行う。 (1) 被保険者の資格の管理に関する事務 (2) 医療給付に関する事務 (3) 保険料の賦課に関する事務 (4) 保健事業に関する事務 (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務 （広域連合の作成する広域計画の項目） 第5条 広域連合が作成する広域計画(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。)には、次の項目について記載するものとする。 (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。 (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。 （広域連合の事務所） 第6条 広域連合の事務所は、千葉市内に置く。 （広域連合の議会の組織） 第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、54人とす

千葉県後期高齢者医療広域連合（第五次広域計画）	千葉県後期高齢者医療広域連合（第四次広域計画令和6年11月改定版）
る。 2 広域連合議員は、関係市町村の議会の議員により組織する。 （広域連合議員の選挙の方法） 第8条 広域連合議員は、関係市町村の議会の議員のうちから、各関係市町村の議会において1人を選挙する。 2 関係市町村の議会における選挙については、地方自治法第118条の例による。 （広域連合議員の任期） 第9条 広域連合議員の任期は、当該関係市町村の議会の議員としての任期による。 2 広域連合議員が関係市町村の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。 3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。 （広域連合の議会の議長及び副議長） 第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。 2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。 （広域連合の執行機関の組織） 第11条 広域連合に広域連合長及び副広域連合長を置く。 2 広域連合に会計管理者を置く。 3 副広域連合長は、広域連合議員を兼ねることができない。 （広域連合の執行機関等の選任の方法） 第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票によりこれを選挙する。 2 前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。 3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。 4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。 5 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。 （広域連合の執行機関の任期） 第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、4年とする。ただし、関係市町村の任期の定めのある職を兼ねる者にあつては、当該任期による。 （補助職員） 第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。 （選挙管理委員会） 第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。	る。 2 広域連合議員は、関係市町村の議会の議員により組織する。 （広域連合議員の選挙の方法） 第8条 広域連合議員は、関係市町村の議会の議員のうちから、各関係市町村の議会において1人を選挙する。 2 関係市町村の議会における選挙については、地方自治法第118条の例による。 （広域連合議員の任期） 第9条 広域連合議員の任期は、当該関係市町村の議会の議員としての任期による。 2 広域連合議員が関係市町村の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。 3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。 （広域連合の議会の議長及び副議長） 第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。 2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。 （広域連合の執行機関の組織） 第11条 広域連合に広域連合長及び副広域連合長を置く。 2 広域連合に会計管理者を置く。 3 副広域連合長は、広域連合議員を兼ねることができない。 （広域連合の執行機関等の選任の方法） 第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票によりこれを選挙する。 2 前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。 3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。 4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。 5 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。 （広域連合の執行機関の任期） 第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、4年とする。ただし、関係市町村の任期の定めのある職を兼ねる者にあつては、当該任期による。 （補助職員） 第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。 （選挙管理委員会） 第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

千葉県後期高齢者医療広域連合（第五次広域計画）	千葉県後期高齢者医療広域連合（第四次広域計画令和6年11月改定版）
3 選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。 4 選挙管理委員の任期は、4年とする。 （監査委員） 第16条 広域連合に監査委員2人を置く。 2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。 （協議会） 第17条 広域連合にその運営に関する重要事項を審議するため、関係市町村の長から選出される者で構成する協議会を置く。 （広域連合の経費の支弁の方法） 第18条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。 （1） 関係市町村の負担金 （2） 事業収入 （3） 国及び県の支出金 （4） その他 2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第2により、広域連合の予算において定めるものとする。 （補則） 第19条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。 附 則 （施行期日） 1 この規約は、平成19年1月1日から施行する。ただし、第11条第2項及び第12条第5項の規定は同年4月1日から、第4条の規定は平成20年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 平成20年3月31日までの間は、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。 3 広域連合設立後はじめて行う広域連合長の選挙においては、第12条第2項の規定にかかわらず、千葉市中央区市場町1番3号に所在する千葉県自治会館内にて行うも	3 選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。 4 選挙管理委員の任期は、4年とする。 （監査委員） 第16条 広域連合に監査委員2人を置く。 2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。 （協議会） 第17条 広域連合にその運営に関する重要事項を審議するため、関係市町村の長から選出される者で構成する協議会を置く。 （広域連合の経費の支弁の方法） 第18条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。 （1） 関係市町村の負担金 （2） 事業収入 （3） 国及び県の支出金 （4） その他 2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第2により、広域連合の予算において定めるものとする。 （補則） 第19条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。 附 則 （施行期日） 1 この規約は、平成19年1月1日から施行する。ただし、第11条第2項及び第12条第5項の規定は同年4月1日から、第4条の規定は平成20年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 平成20年3月31日までの間は、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。 3 広域連合設立後はじめて行う広域連合長の選挙においては、第12条第2項の規定にかかわらず、千葉市中央区市場町1番3号に所在する千葉県自治会館内にて行うも

千葉県後期高齢者医療広域連合（第五次広域計画）	千葉県後期高齢者医療広域連合（第四次広域計画令和6年11月改定版）																
のとする。 4 平成19年3月31日までの間においては、「職員」とあるのは「吏員その他の職員」と読み替えるものとする。 附 則(平成22年8月27日千葉県市指令第980号) この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。 附 則(平成24年10月25日県知事届出) (施行期日) 1 この規約は、千葉県知事に届出の日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の別表第2備考1及び2の規定は、平成26年度以後の年度分の関係市町村の負担金について適用し、平成25年度分までの関係市町村の負担金については、なお従前の例による。 附 則(令和6年10月21日千葉県市指令第1643号) この規約は、令和6年12月2日から施行する。 別表第1(第4条関係) <table><tr><th>事務内容</th></tr><tr><td>被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 資格確認書等の引渡し 資格確認書等の返還の受付 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 保険料に関する申請の受付 上記事務に付随する事務</td></tr></table> 別表第2(第18条関係) 1 共通経費(第2項及び第3項に定める経費を除く経費) <table><tr><th>区分</th><th>負担割合</th></tr><tr><td rowspan="3">共通経費</td><td>均等割 10%</td></tr><tr><td>高齢者人口割 50%</td></tr><tr><td>人口割 40%</td></tr></table> 2 医療給付に要する経費 高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額	事務内容	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 資格確認書等の引渡し 資格確認書等の返還の受付 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 保険料に関する申請の受付 上記事務に付随する事務	区分	負担割合	共通経費	均等割 10%	高齢者人口割 50%	人口割 40%	のとする。 4 平成19年3月31日までの間においては、「職員」とあるのは「吏員その他の職員」と読み替えるものとする。 附 則(平成22年8月27日千葉県市指令第980号) この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。 附 則(平成24年10月25日県知事届出) (施行期日) 1 この規約は、千葉県知事に届出の日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の別表第2備考1及び2の規定は、平成26年度以後の年度分の関係市町村の負担金について適用し、平成25年度分までの関係市町村の負担金については、なお従前の例による。 附 則(令和6年10月21日千葉県市指令第1643号) この規約は、令和6年12月2日から施行する。 別表第1(第4条関係) <table><tr><th>事務内容</th></tr><tr><td>被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 資格確認書等の引渡し 資格確認書等の返還の受付 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 保険料に関する申請の受付 上記事務に付随する事務</td></tr></table> 別表第2(第18条関係) 1 共通経費(第2項及び第3項に定める経費を除く経費) <table><tr><th>区分</th><th>負担割合</th></tr><tr><td rowspan="3">共通経費</td><td>均等割 10%</td></tr><tr><td>高齢者人口割 50%</td></tr><tr><td>人口割 40%</td></tr></table> 2 医療給付に要する経費 高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額	事務内容	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 資格確認書等の引渡し 資格確認書等の返還の受付 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 保険料に関する申請の受付 上記事務に付随する事務	区分	負担割合	共通経費	均等割 10%	高齢者人口割 50%	人口割 40%
事務内容																	
被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 資格確認書等の引渡し 資格確認書等の返還の受付 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 保険料に関する申請の受付 上記事務に付随する事務																	
区分	負担割合																
共通経費	均等割 10%																
	高齢者人口割 50%																
	人口割 40%																
事務内容																	
被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 資格確認書等の引渡し 資格確認書等の返還の受付 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 保険料に関する申請の受付 上記事務に付随する事務																	
区分	負担割合																
共通経費	均等割 10%																
	高齢者人口割 50%																
	人口割 40%																

千葉県後期高齢者医療広域連合（第五次広域計画）	千葉県後期高齢者医療広域連合（第四次広域計画令和6年11月改定版）
3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条に定める市町村が納付すべき額) 市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額備考 1 高齢者人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口による。 2 人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳に基づく人口による。 資料2 千葉県後期高齢者医療広域連合の歩み 1 千葉県後期高齢者医療広域連合の主な出来事 平成18年 9月 1日 千葉県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会規約施行 19年 1月 1日 千葉県後期高齢者医療広域連合規約施行 19年 1月30日 千葉県後期高齢者医療広域連合長選挙 (藤代 孝七 船橋市長) 19年 2月 1日 千葉県後期高齢者医療広域連合事務局設置 19年11月13日 定例議会 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例制定について可決 (平成20年度、21年度保険料等) 20年 4月 1日 後期高齢者医療制度開始 21年 7月13日 千葉県後期高齢者医療広域連合長選挙 (藤代 孝七 船橋市長) 22年 2月 8日 定例議会 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について可決 (平成22年度、23年度保険料)	3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条に定める市町村が納付すべき額) 市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額備考 1 高齢者人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口による。 2 人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳に基づく人口による。 資料2 千葉県後期高齢者医療広域連合の歩み 1 千葉県後期高齢者医療広域連合の主な出来事 平成18年 9月 1日 千葉県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会規約施行 19年 1月 1日 千葉県後期高齢者医療広域連合規約施行 19年 1月30日 千葉県後期高齢者医療広域連合長選挙 (藤代 孝七 船橋市長) 19年 2月 1日 千葉県後期高齢者医療広域連合事務局設置 19年11月13日 定例議会 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例制定について可決 (平成20年度、21年度保険料等) 20年 4月 1日 後期高齢者医療制度開始 21年 7月13日 千葉県後期高齢者医療広域連合長選挙 (藤代 孝七 船橋市長) 22年 2月 8日 定例議会 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について可決 (平成22年度、23年度保険料)

千葉県後期高齢者医療広域連合（第五次広域計画）	千葉県後期高齢者医療広域連合（第四次広域計画令和6年11月改定版）
22年 3月23日 印西市、印旛村、本埜村が合併し、印西市となり、関係市町村が56から54になる。	22年 3月23日 印西市、印旛村、本埜村が合併し、印西市となり、関係市町村が56から54になる。
23年 2月 1日 千葉県後期高齢者医療広域連合長選挙 （根本 崇 野田市長）	23年 2月 1日 千葉県後期高齢者医療広域連合長選挙 （根本 崇 野田市長）
24年 2月15日 定例議会 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について可決 （平成24年度、25年度保険料）	23年 2月 1日 定例議会 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について可決 （平成24年度、25年度保険料）
25年 2月 1日 千葉県後期高齢者医療広域連合長選挙 （志賀 直温 東金市長）	25年 2月 1日 千葉県後期高齢者医療広域連合長選挙 （志賀 直温 東金市長）
26年 2月 7日 定例議会 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について可決 （平成26年度、27年度保険料）	26年 2月 7日 定例議会 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について可決 （平成26年度、27年度保険料）
26年 5月 1日 千葉県後期高齢者医療広域連合長選挙 （志賀 直温 東金市長）	26年 5月 1日 千葉県後期高齢者医療広域連合長選挙 （志賀 直温 東金市長）
28年 2月10日 定例議会 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について可決 （平成28年度、29年度保険料）	28年 2月10日 定例議会 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について可決 （平成28年度、29年度保険料）
29年 2月 1日 千葉県後期高齢者医療広域連合長選挙 （清水 聖士 鎌ヶ谷市長）	29年 2月 1日 千葉県後期高齢者医療広域連合長選挙 （清水 聖士 鎌ヶ谷市長）
30年 2月14日 定例議会 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について可決 （平成30年度、31年度保険料）	30年 2月14日 定例議会 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について可決 （平成30年度、31年度保険料）
令和 2年 2月17日 定例議会	令和 2年 2月17日 定例議会

千葉県後期高齢者医療広域連合（第五次広域計画）	千葉県後期高齢者医療広域連合（第四次広域計画令和6年11月改定版）
千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について可決 （令和2年度、3年度保険料） 3年 2月15日 千葉県後期高齢者医療広域連合長選挙 （井崎 義治 流山市長） <u>4年 2月14日 定例議会</u> <u>千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について可決</u> <u>（令和4年度、5年度保険料）</u> <u>5年 5月 8日 千葉県後期高齢者医療広域連合長選挙</u> <u>（井崎 義治 流山市長）</u> <u>6年 2月 9日 定例議会</u> <u>千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について可決</u> <u>（令和6年度、7年度保険料）</u> <u>7年 2月18日 千葉県後期高齢者医療広域連合長選挙</u> <u>（太田 洋 いすみ市長）</u> <u>7年12月18日 千葉県後期高齢者医療広域連合長選挙</u> <u>（小泉 一成 成田市長）</u> <u>8年 2月 9日 定例議会</u> <u>千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について可決</u> <u>（令和8年度、9年度医療分保険料、</u> <u>令和8年度子ども・子育て支援金分保険料）</u> 2 主な制度の見直し ①保険料の支払い方法の変更 平成20年10月～ 一定条件のもと、口座振替の対象者の拡大 21年 4月～ 口座振替と年金天引きとの選択制の実施	千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について可決 （令和2年度、3年度保険料） 3年 2月15日 千葉県後期高齢者医療広域連合長選挙 （井崎 義治 流山市長） 2 主な制度の見直し ① 保険料の支払い方法の変更 平成20年10月 ～ 一定条件のもと、口座振替の対象者の拡大 21年 4月 ～ 口座振替と年金天引きとの選択制の実施

千葉県後期高齢者医療広域連合（第五次広域計画）	千葉県後期高齢者医療広域連合（第四次広域計画令和6年11月改定版）
②現役並み所得者の判定基準の変更 平成21年 1月～ 被保険者及び同一世帯に属する70歳以上 75歳未満の世帯員の合計で判定 ③75歳到達月に係る高額療養費の自己負担限度額の特例 平成21年 1月～ 誕生月前の医療保険制度と、誕生月後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額をそれぞれ本来額の1/2に設定 ④保険料の軽減措置 恒常的な措置（政令本則） ○低所得者に対して ・均等割の7割・5割・2割軽減 ・平成26年度より5割軽減の対象に単身世帯を追加 特例措置 ・均等割の7割軽減については、8.5割軽減 ・平成21年度より均等割額について9割軽減を追加 ・平成29年度より所得が一定以下の場合の所得割を一律5割軽減から2割軽減に見直し、平成30年度より廃止 ○<u>会社の健康保険などの被扶養であった者</u>に対して ・制度加入から2年間について均等割5割軽減 ・所得割の賦課なし 特例措置 ・制度加入期間に関係なく均等割9割軽減を、平成29年度より7割軽減に見直し、平成30年度より5割軽減に見直し、令和元年度より政令本則どおり 広域連合独自の措置（条例） ○低所得者に対して ・令和8年度、9年度のみ、医療分の均等割の7割軽減については、7.2割軽減	② 現役並み所得者の判定基準の変更 平成21年 1月 ～ 被保険者及び同一世帯に属する70歳以上 75歳未満の世帯員の合計で判定 ③ 75歳到達月に係る高額療養費の自己負担限度額の特例 平成21年 1月 ～ 誕生月前の医療保険制度と、誕生月後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額をそれぞれ本来額の1/2に設定 ④保険料の軽減措置 恒常的な措置（政令本則） ○低所得者に対して ・均等割の7割・5割・2割軽減 ・平成26年度より5割軽減の対象に単身世帯を追加 特例措置 ・均等割の7割軽減については、8.5割軽減 ・平成21年度より均等割額について9割軽減を追加 ・平成29年度より所得が一定以下の場合の所得割を一律5割軽減から2割軽減に見直し、平成30年度より廃止 ○被扶養者に対して ・制度加入から2年間について均等割5割軽減 ・所得割の賦課なし 特例措置 ・制度加入期間に関係なく均等割9割軽減を、平成29年度より7割軽減に見直し、平成30年度より5割軽減に見直し、令和元年度より政令本則どおり ⑤保険料の減免措置 ○<u>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対して</u> ・主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症により、死亡又は重篤な傷病を負った場合や、新型コロナ感染症の影響により収入が減少した被保険者に対し、令和元年度より減免を実施。 ○<u>令和元年台風第15号又は第19号等により被災した被保険者に対して</u> ・主たる生計維持者が、令和元年台風第15号又は第19号等の被災により、死亡又は重篤な傷病を負った場合や住宅の損害、収入の減少等の被保険者に対し、令和元年度より減免

千葉県後期高齢者医療広域連合（第五次広域計画）

千葉県後期高齢者医療広域連合（第四次広域計画令和6年11月改定版）

を実施。（災害救助法が適用された市町村に住所を有する被保険者を対象として実施）

⑥傷病手当金の支給

○新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対して

- ・労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日数
- ・一日当たりの支給額【直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷就労日数×3分の2】×支給対象日数

⑤医療費窓口負担割合の変更

令和4年10月～ 医療費窓口負担割合2割の導入

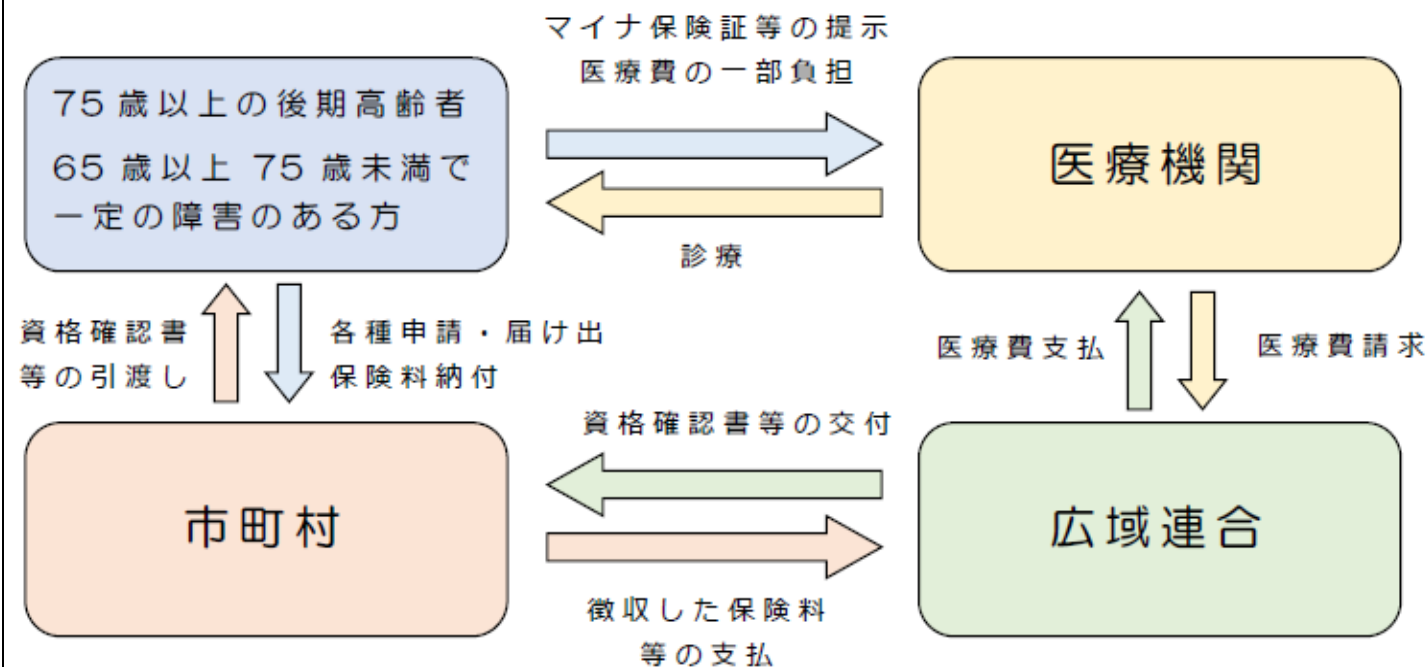
⑥子ども・子育て支援金分の創設

令和8年度分保険料～ 従来の保険料を医療分とし、あわせて子ども・子育て支援金分を賦課及び徴収

資料3 後期高齢者医療制度のしくみ

千葉県内の関係市町村が設立した広域連合が財政運営全般を行い、関係市町村は保険料徴収と窓口業務を行います。

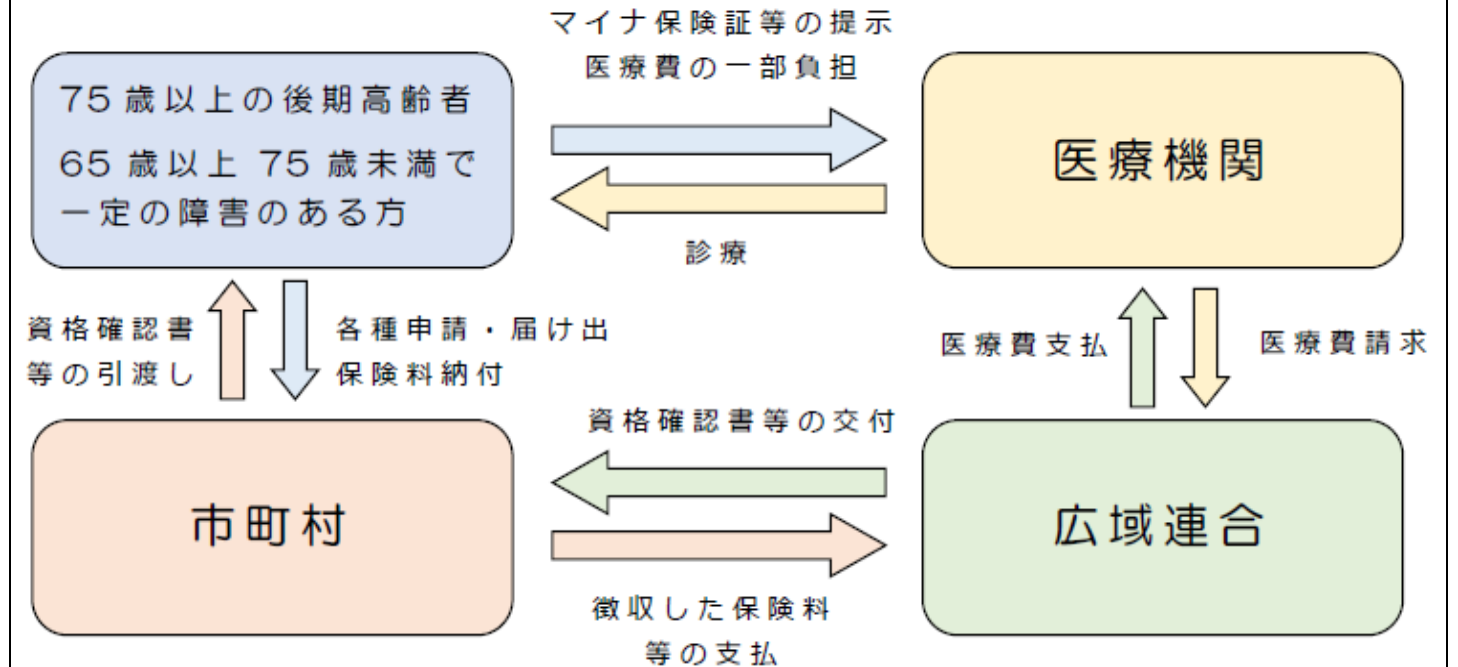
後期高齢者は保険料を納付し、健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード（マイナ保険証）又は広域連合が交付する資格確認書を医療機関に提示し診療を受けることとなります。



資料3 後期高齢者医療制度のしくみ

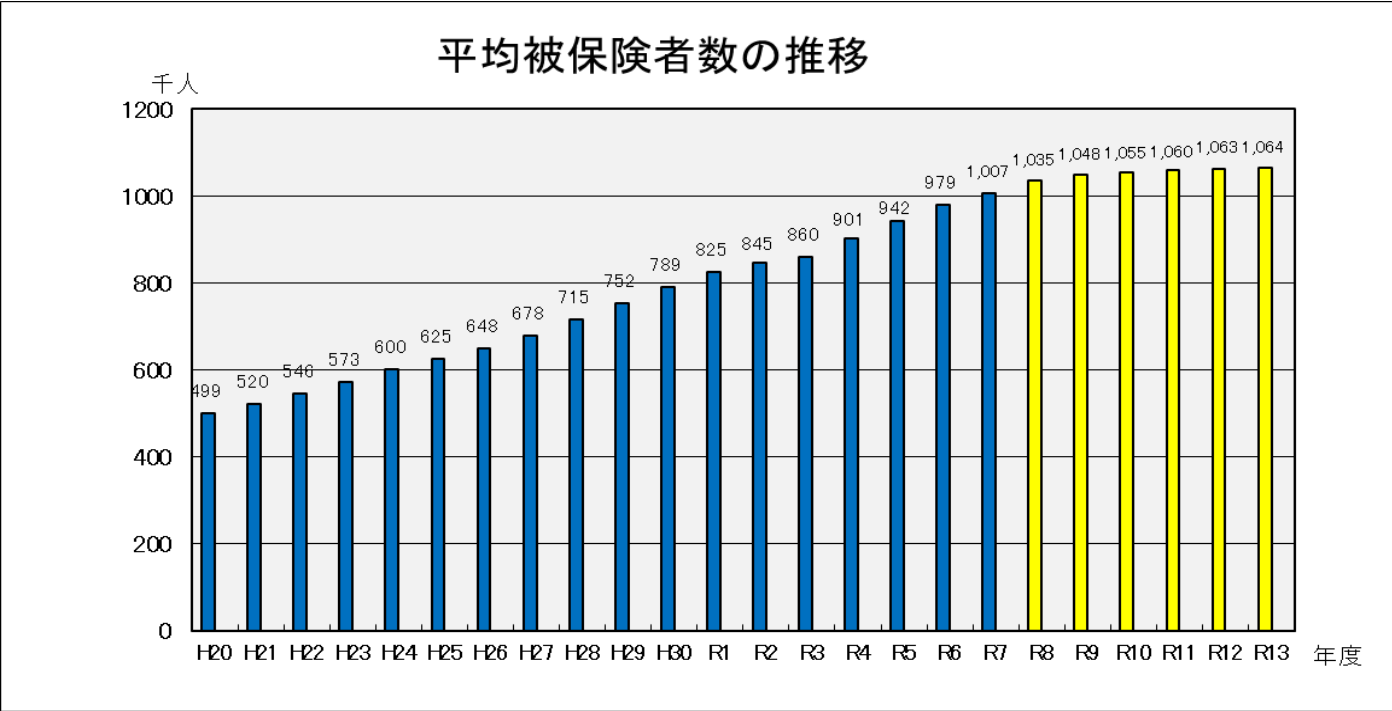
千葉県内の関係市町村が設立した広域連合が財政運営全般を行い、関係市町村は保険料徴収と窓口業務を行います。

後期高齢者は保険料を納付し、健康保険証利用の申込みを済ませたマイナンバーカード又は広域連合が交付する資格確認書を医療機関に提示し診療を受けることとなります。



資料4 千葉県後期高齢者医療被保険者の状況と推計

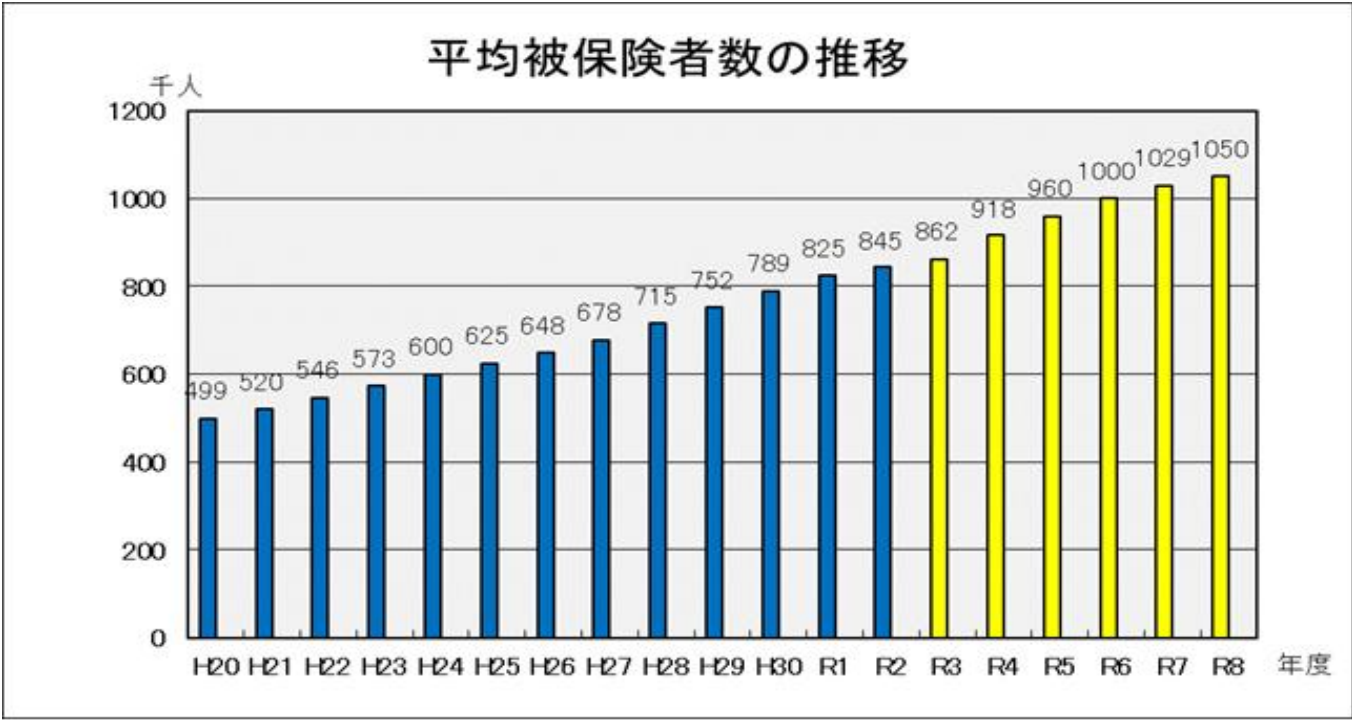
後期高齢者医療制度が開始された平成20年度の平均被保険者数は49万9千人でしたが、令和7年度は100万7千人となり、約102%増加しています。
令和13年度には約106万4千人となり、平成20年度から約113%の増加が見込まれています。



- ※1 平成20年度から令和7年度は千葉県後期高齢者医療平均被保険者数の実数
- ※2 令和8年度から令和13年度は千葉県常住人口年齢別統計(令和8年4月1日)から推計した千葉県後期高齢者医療平均被保険者数
- ※3 被保険者数については、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に基づく障害認定を受けた障害者数(65歳から74歳)を含む

資料4 千葉県後期高齢者医療被保険者の状況と推計

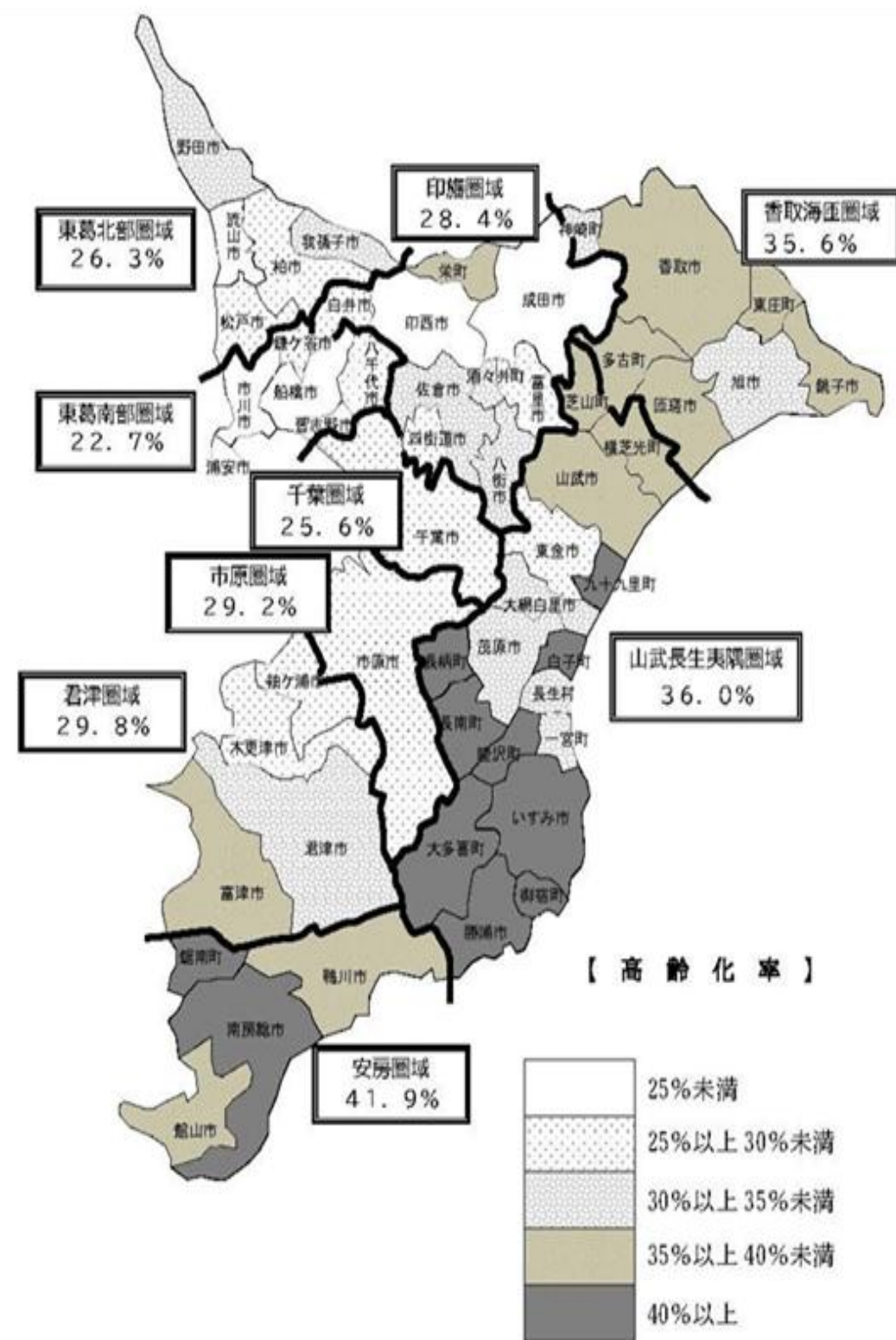
後期高齢者医療制度が開始された平成20年度の平均被保険者数は49万9千人でしたが、令和2年度は84万5千人となり、約69%増加しています。
令和8年度には約105万人となり、平成20年度から2倍以上の増加が見込まれています。



- ※1 平成20年度から令和2年度は千葉県後期高齢者医療平均被保険者数の実数
- ※2 令和3年度から令和8年度は千葉県常住人口年齢別統計(令和3年4月1日)から推計した千葉県後期高齢者医療平均被保険者数
- ※3 被保険者数については、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に基づく障害認定を受けた障害者数(65歳から74歳)を含む

資料5 関係市町村別に見た高齢化の状況

（令和2年実績値）

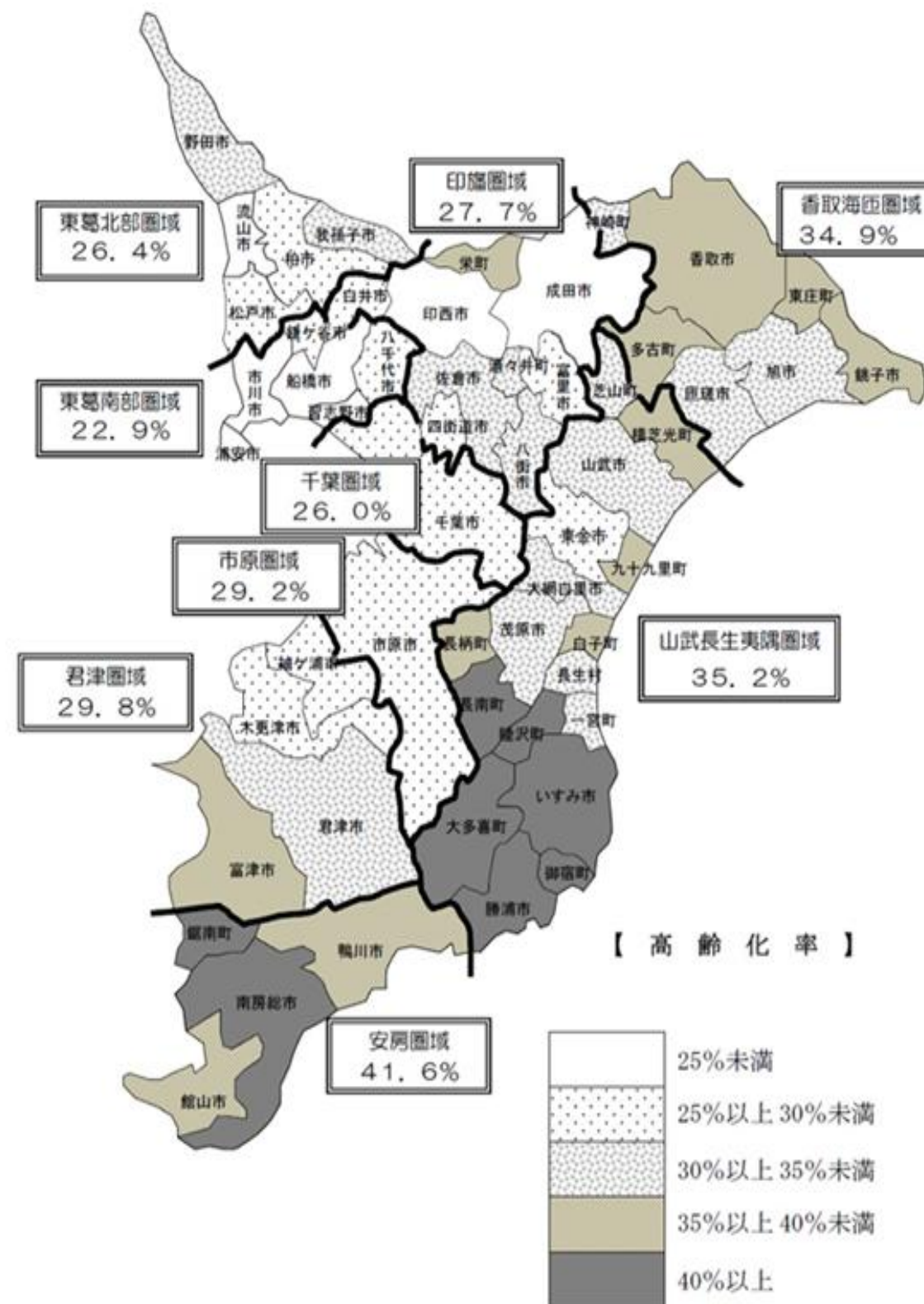


※ 令和2年国勢調査（実績値）をもとに作成。

（出典「千葉県高齢者保健福祉計画（令和6年度～令和8年度）」）

資料5 関係市町村別に見た高齢化の状況

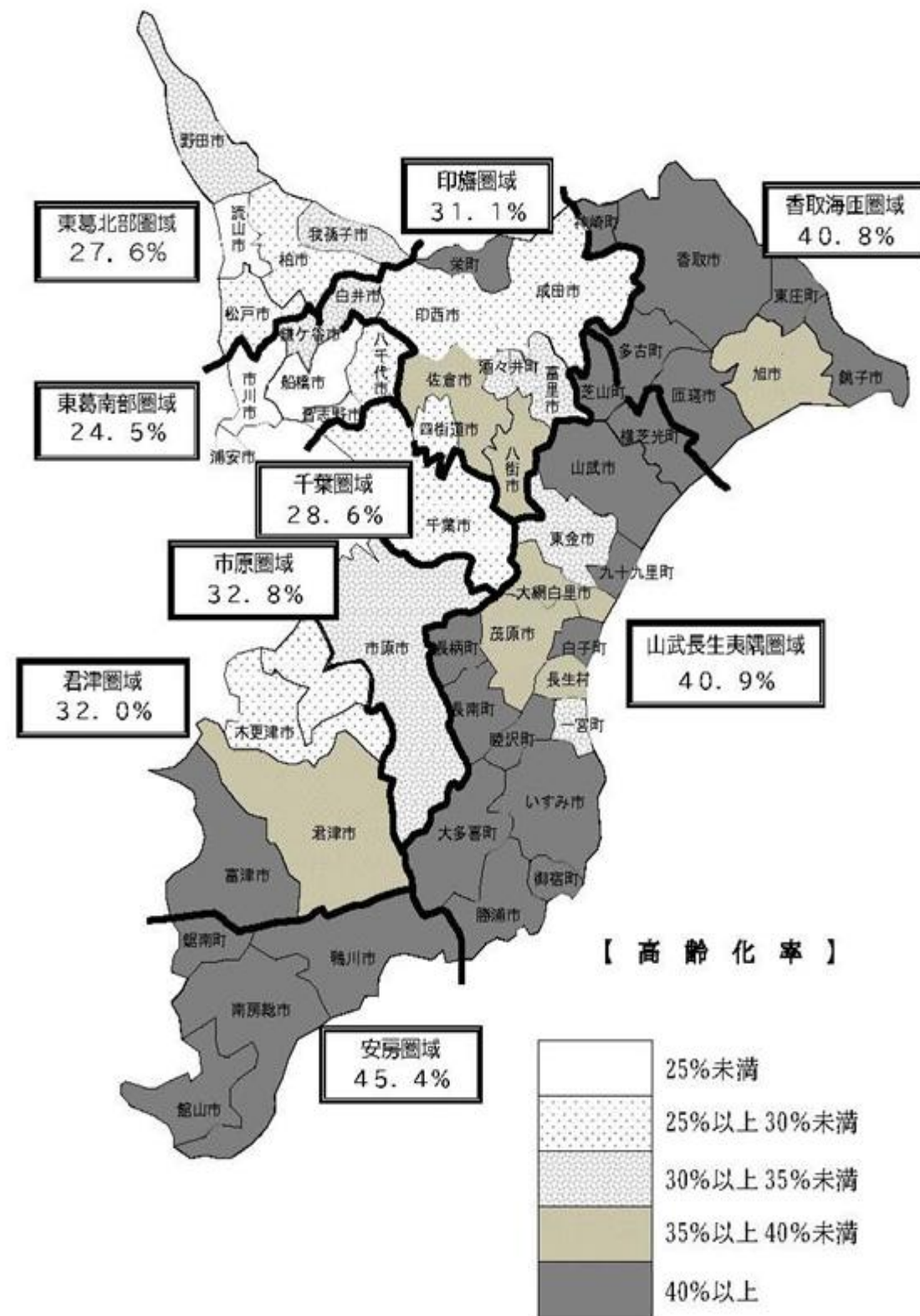
（令和2年実績値）



※ 千葉県町丁別・年齢別人口（令和2年度）をもとに作成。

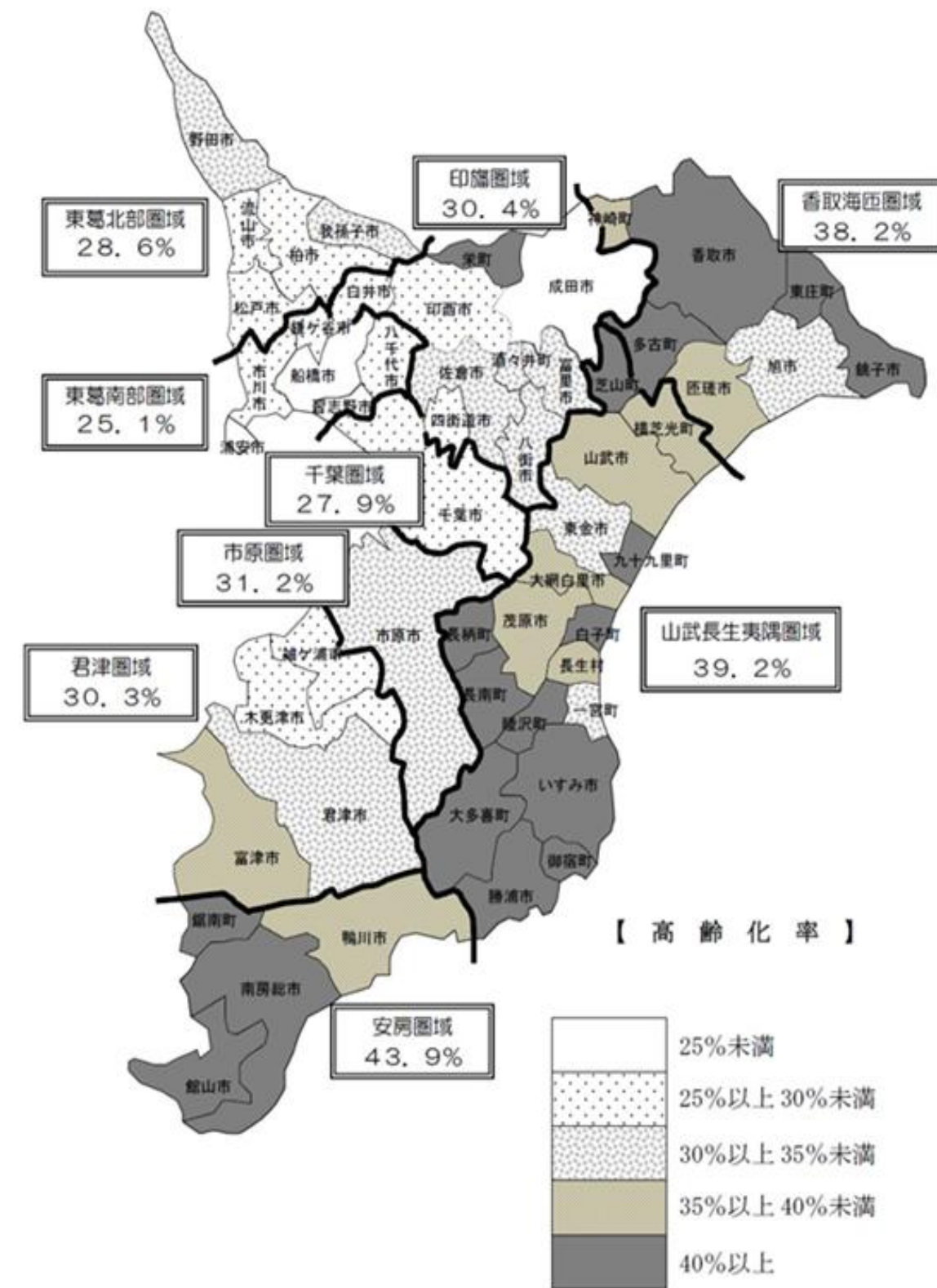
（出典「千葉県高齢者保健福祉計画（令和3年度～令和5年度）」）

（令和12年推計値）



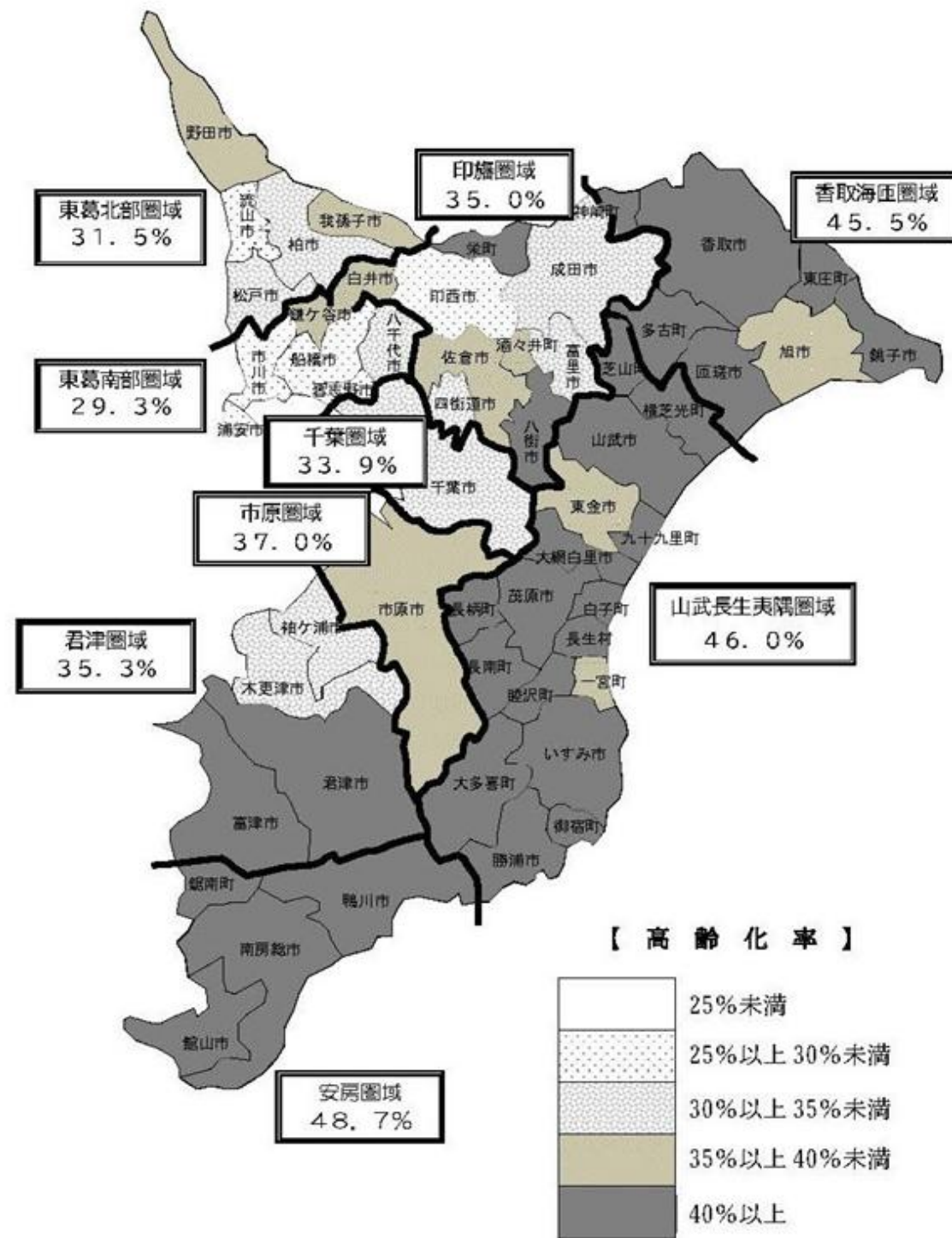
（出典「千葉県高齢者保健福祉計画（令和6年度～令和8年度）」）

（令和7年推計値）



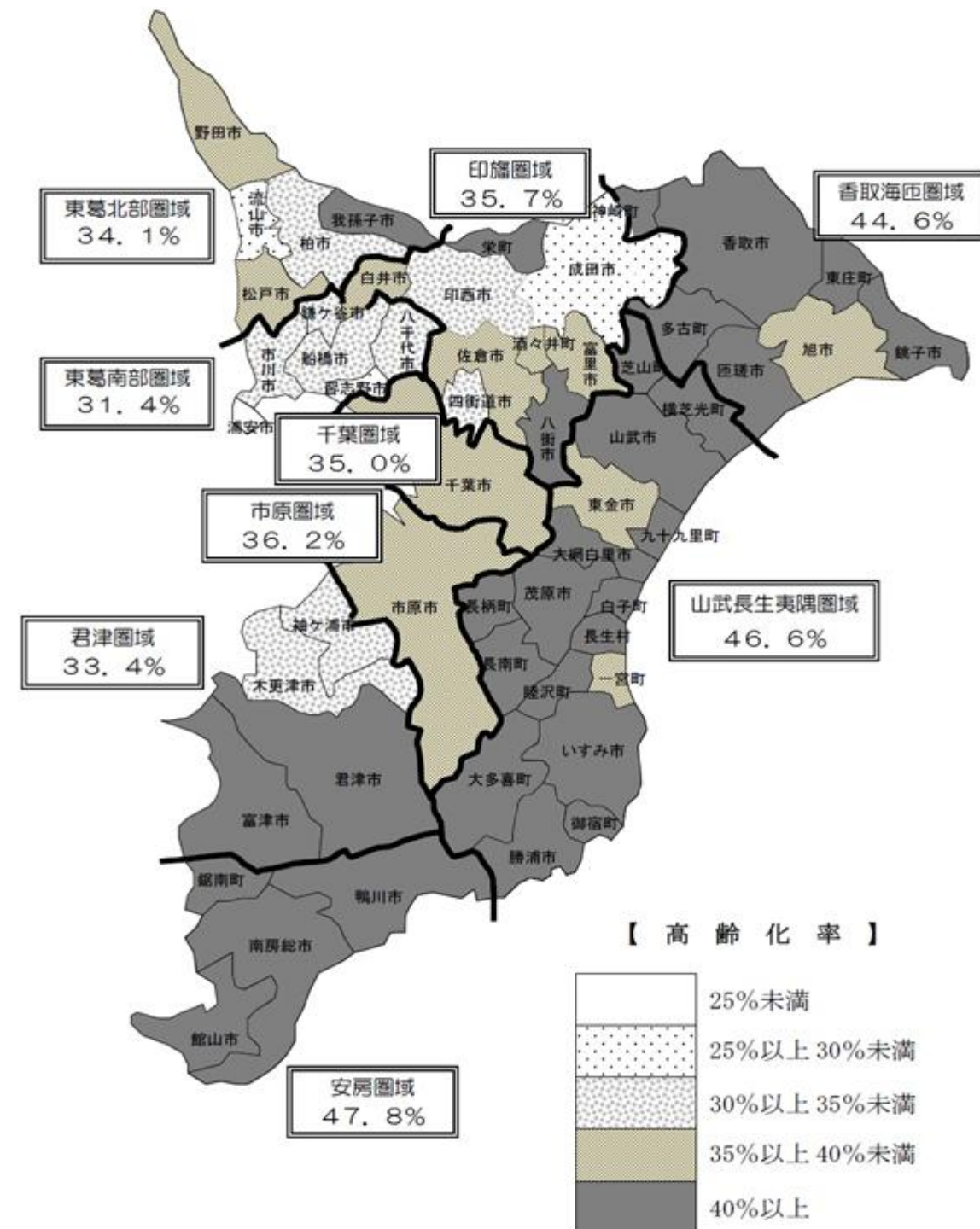
（出典「千葉県高齢者保健福祉計画（令和3年度～令和5年度）」）

（令和 22 年推計値）



※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5(2023)年推計）」をもとに作成。

（令和 22 年推計値）



※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」をもとに作成。

（出典「千葉県高齢者保健福祉計画（令和6年度～令和8年度）」）

（出典「千葉県高齢者保健福祉計画（令和3年度～令和5年度）」）